

# 令和元年度 第1回横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会

日時: 令和元年10月31日(木)10:00~11:00

場所: 関内駅前第二ビル6階 6G会議室

## 次第

1 御挨拶

2 報告

令和元年度 福祉サービス第三者評価の受審状況について

3 議題

横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会のあり方について

4 その他

## 資料

資料1 令和元年度 福祉サービス第三者評価の受審状況について(ご報告)

資料2 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会のあり方について(ご提案)

参考資料1 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱

参考資料2 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会委員名簿

参考資料3 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会事務局名簿

## 令和元年度 福祉サービス第三者評価の受審状況について（ご報告）

### 1 令和元年度の福祉サービス第三者評価制度について

昨年度に行った県域での福祉サービス第三者評価制度の見直しにより、令和元年度は県域で一体となった制度運用を開始しています。運用開始から半年が経過しましたが、順調に実施できており、今後、県域での運用について、検証等を進めていく予定です。

#### （1）事業概要（県域での制度運用）

##### ○推進体制

###### 【審議機関】

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構運営委員会（以下、運営委員会）  
（学識、福祉施設等代表、行政機関により構成）

###### 【事務局】

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下、推進機構）

##### ○評価基準

県域の標準評価基準を使用した評価による受審が開始（円滑な制度移行のため経過措置有<sup>※</sup>）  
（※令和元年度末までは横浜市版評価基準等を使用した評価による受審も可能）

##### ○評価結果の公表

県域統一の公表フォーマットを使用した評価結果公表を開始（令和元年度中の予定）

##### ○その他の取組事項

県域での運用開始後の福祉サービス第三者評価制度の検証（令和元年度～3年度）

- ・ 県域評価基準を使用した評価事例による検証
- ・ 気づきや改善につなげる評価機関としての工夫や努力、関わり方等の検討

#### （2）課題等の状況

県域で一体となった制度運用開始後も、評価機関・評価調査員の質の向上や評価調査員の人材確保の取組など、引き続き県域で検討を進めていくべき課題があります。

令和元年9月に開催された運営委員会では、福祉サービス第三者評価制度の県域での検証のため、県域の標準評価基準が使用された評価について、受審事業者や評価機関へのヒアリング等を進めていくことが決まりました。

本市としても、昨年度にいただいた見直しにかかる提言をもとに、本市で培ってきた「利用者本人の尊重」の視点が、今後の第三者評価制度においてもより強く反映されるよう、運営委員会の場で意見を発信していきます。

## 2 本年度開始した本市の受審料補助制度について

第三者評価制度の受審促進と地域の標準評価基準の定着を図るため、令和元年度から、高齢・障害・保護分野において受審料の一部に対する補助制度を開始しています。

4月以降、メーリングリストのほか、施設長が集まる会議や監査説明会等において制度説明や補助金制度のPRを行っています。

《周知の実施状況》

- ・ 4月 施設向けメーリングリスト等を活用した周知
- ・ 5月 知的関連施設協議会で周知  
評価機関へ周知  
集団指導講習会で周知（障害）
- ・ 6月 指導監査等説明会・集団指導講習会で周知（高齢）
- ・ 7月 地域の第三者評価事業者説明会で周知  
市社協高齢福祉部会（役員会）で周知
- ・ 8月 市社協高齢福祉部会（全体会）で周知

## 3 市内事業所の第三者評価の受審状況について

昨年度と受審契約件数を比較すると、保育・障害分野の受審契約件数が大きく伸びています。高齢・保護分野については、現時点では前年度と同程度ですが、今後、増加する予定です（高齢分野で3件、保護分野で1件の受審予定有）。

受審の促進に向けては、施設向けのPRと併せて、個別に事業所等へのヒアリングを行い「第三者評価の受審が、事業所が抱える人材確保やサービス利用者数増加等の課題解決につながればよい」などの御意見も頂いています。

来年度以降も、引き続き積極的な制度周知を図るとともに、受審料補助の継続（予算要求中）など具体的な取組を進め、受審件数の増加を目指していきます。

（参考1）横浜市内における受審契約状況

分 野	令和元年度 (9月末時点)	平成30年度 (9月末時点)
保 育 分 野	123	86
高 齢 分 野	3	3
障 害 分 野	5	0
保 護 分 野	0	1
合 計	131	90

（参考2）今年度開始した受審料補助（3分野）の申請状況（契約前分含む）

- ・ 高齢分野3件（特別養護老人ホーム2件、介護老人保健施設1件）
- ・ 障害分野3件（多機能型事業所2件、就労継続支援B型1件）
- ・ 保護分野0件

## 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会のあり方について（ご提案）

### 1 これまでの経過

福祉サービス第三者評価事業については、厚生労働省の指針において、都道府県単位で推進組織を設置し取り組むこととされています。

横浜市では、平成15年度から、本市独自の評価基準策定のほか、評価機関の指定や評価調査員の養成等を行うため、委員会を設置し、地域の推進組織と連携しつつ、市独自の福祉サービス第三者評価制度を運用してきました。

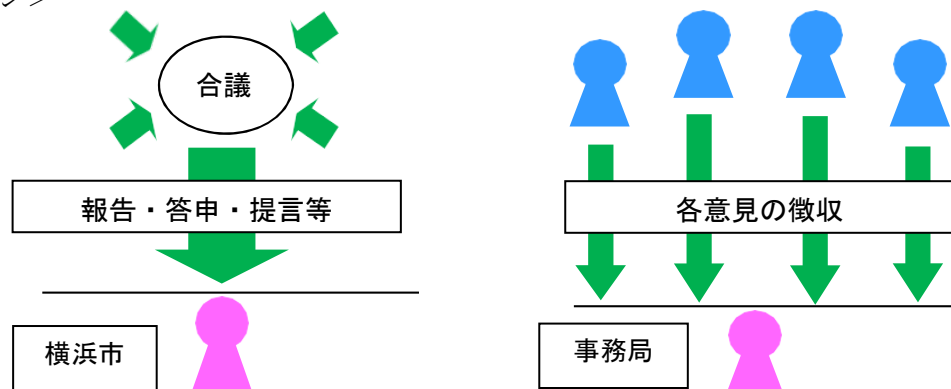
#### 【制度経過】

時期	内容
H15	本市独自の評価基準策定等のため、横浜市福祉サービス第三者評価検討委員会を設置（附属機関に準じるものとして、委員会の設置を要綱で規定）
H24	横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会（以下、推進委員会）に改める（附属機関として、委員会の設置を横浜市附属機関設置条例で規定）
H25	市内保育所等について、第三者評価の受審義務化・受審料助成開始
H29	制度の課題について推進委員会へ報告
H30	県域での制度見直しに向けて関係機関で調整 本市における制度見直し小委員会を設置、見直しにむけた検討を実施
R1	県域で一体となった制度運用を開始（円滑な制度移行のため1年間の経過措置有） 高齢・障害・保護分野の第三者評価について受審料補助制度を開始

#### （参考）附属機関の役割について

	附属機関	懇談会
設置主体	横浜市	（運営主体）区局等
設置根拠	法律又は条例	要綱等、特に定めなし
役割	執行機関の要請により、行政執行のために必要な審査、審議又は調査等を行うこと	各参加者からの意見聴取、意見交換又は情報共有等
組織形態・運営	合議体 各委員の意見等を集約し、合議体として意思決定し、表明する。（執行機関に対して提言等を行う組織体）	個人への意見徴収 合議体として意思決定を行うことなく、個別の意見徴収結果を事務局が取りまとめる。
会議の公開等	情報公開条例・会議公開要綱が適用される	情報公開条例・会議公開要綱が適用されない

<意見徴収のイメージ>



## 2 今後の推進委員会のあり方について

県域での一体となった制度運用開始により、評価基準、評価機関の認証及び評価調査員の養成研修に関することについては、県域（運営委員会）で実施することとなりました（下記表参照）。

このことにより、横浜市福祉サービス第三者評価事業において附属機関（意見を集約する合議体）を持ち続ける必要はなくなったため、横浜市版評価基準使用の経過措置期間が終了となる令和2年3月末をもって、推進委員会を廃止したいと考えています。

なお、次年度以降は、懇談会形式の検討会を設置し、外部の方の御意見を伺いながら、第三者評価制度を含め、横浜市の福祉サービスの質の向上に向けた取組のより一層の推進を図っていきます。

## 3 今後のスケジュール（案）

- 令和2年2月：令和2年第1回横浜市会定例会にて横浜市附属機関設置条例の一部改正にかかる議案の審議  
 3月：推進委員会廃止（3月31日）  
 4月：懇談会形式の検討会の立ち上げに向けた調整等

（参考）福祉サービス第三者評価における県域推進組織（推進機構）と横浜市の役割分担

	31. 4月以降		31. 3月まで	
	主体	実施事項	主体	実施事項
仕組み手法	推進機構	県域全体に係る 制度の運用 （運営委員会の開催等）	推進機構	県域全体に係る 制度の運用 （運営委員会の開催等）
	横浜市	横浜市での制度の運用 （推進委員会の開催）	横浜市	横浜市での制度の運用 （推進委員会の開催）
評価基準	推進機構	県域の <u>標準評価基準</u> （検証・見直し予定有）	推進機構	県域で標準となる評価基準を持たない。 複数の評価基準を認める。
			横浜市	<u>独自の評価基準</u> ※
評価機関認証	推進機構	県域で活動する評価機関の <u>認証</u>	推進機構	県域で活動する評価機関の <u>認証</u>
			横浜市	市域で活動する評価機関の <u>指定</u> ※
養成研修	推進機構	県域でのルール、標準評価基準に係る <u>養成研修</u>	推進機構	県域でのルール等に係る <u>養成研修</u>
			横浜市	<u>独自評価基準</u> に係る <u>養成研修</u> ※
その他	推進機構	<u>受審料補助</u> （県社協経営部会） <u>評価結果の公表</u> 制度の広報等	推進機構	<u>評価結果の公表</u> 制度の広報等
	横浜市	<u>受審料補助</u> （H31.4月～） 制度の広報等	横浜市	<u>評価結果の公表</u> 制度の広報等

（※）横浜市独自の評価基準、評価機関の指定及び取消、評価調査員の登録に関することについては、令和元年度は経過措置期間として一部のみ実施